

2012年1月12日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 殿

株式会社 ECC
常務取締役 総務部長 下出周教



貴団体におかれましては、益々ご隆盛の段お喜び申し上げます。
貴団体からご送付いただきました2011年12月27日付「ご連絡とお問い合わせ」にて、「月払いコース用—交付書面」に関するご指摘・お問い合わせを受けました。下記のとおりご回答いたします。

記

初期費用について

初期費用とは役務提供の開始時に発生する合理的な範囲の費用のことと理解しています。
受講契約に際しては、受講開始前であっても受講開始後であっても、すでに同一の役務提供がなされ、その費用が生じております。これを初期費用としているものであり、従って金額も同一となります。

入学金について

入学金は中途解約の場合、受講開始前であると受講開始後であるとを問わず、返還します。その上で初期費用として4200円をいただきます。貴団体のご理解のとおりです。

初期費用の内訳について

2011年2月1日付け「ご連絡」にて、初期費用について、カウンセリング費用、入学手続、コンピュータシステム登録料等の内訳について金額明示が必要とのご指摘を受けました。

弊社としましては、現実として項目別にはっきり分かれる性格のものではなく、「カウンセリングからシステム登録に至る入学手続の一連の流れに対する費用」であり、個々に価格設定できるものではない、と考えておりました。

そこで2011年2月4日（金）11：00頃、経済産業省近畿経済産業局消費経済課へ出向き消費者取引に関する担当者と面談した結果、弊社の考えに理解を示され、特定商取引法によって内訳別価格設定までを義務付けているとは言い切れない、との見解を示されました。「初期費用とはカウンセリングからシステム登録に至る入学手続の一連の流れに対する費用です」を契約時の交付書面に表現する旨につき、再度ご意見を求めましたと

ころ、妥当であるとの見解を頂きました。従って2011年6月1日より交付書面に、上記文を記載しました。

以上経緯を含めて改めてご報告しますので、ご了解いただけますようお願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

今後とも法令遵守にのっとりた運営を心がけてまいります。